

## 利用上の注意

### (1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
統計項目のあり得ない場合	・
比率等でまるめた結果が表章すべき最下位の桁の1に達しない場合	0.0
減少数又は減少率を意味する場合	△

(2) 掲載している割合の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(3) 人口10万対比率に用いた人口は以下のとおりである。

ア 人口10万対比率に用いた人口〔総人口〕

(資料：「人口推計（平成30年10月1日現在）」【総務省統計局】)

全国 126,443,000人

佐賀県 819,000人

イ 市町別の人口10万対比率に用いた人口

(資料：「推計人口（平成30年10月1日現在）」【県統計分析課】)

市町	人口	市町	人口
総計	819,000	唐津保健所	124,726
市計	678,716	唐津市	119,208
郡計	140,394	東松浦郡	5,518
		玄海町	5,518
佐賀中部保健所	344,583	伊万里保健所	73,518
佐賀市	234,342	伊万里市	53,955
多久市	18,880	西松浦郡	19,563
小城市	43,717	有田町	19,563
神埼市	31,306	杵藤保健所	150,182
神埼郡	16,338	武雄市	48,261
吉野ヶ里町	16,338	鹿島市	28,561
鳥栖保健所	126,101	嬉野市	26,349
鳥栖市	74,137	杵島郡	38,718
三養基郡	51,964	大町町	6,397
基山町	17,371	江北町	9,519
上峰町	9,364	白石町	22,802
みやき町	25,229	藤津郡	8,293
		太良町	8,293

(4) 「広告可能な医師・歯科医師の専門性に関する資格名」は、「医療法第六条の五第一項及び第六条の七第一項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務または病院、診療所若しくは助産所に関して公告することができる事項」（平成19年厚生労働省告示第108号）第1条第2号に基づき広告することができる医師・歯科医師の専門性に関する資格名（同告示で定める基準を満たすものとして厚生労働大臣に届出がなされた団体の認定する資格名）である。

(5) 本調査における診療科名は、医療法において広告が認められている診療科名である。

医療機関が標榜する診療科名については、従来、医療法施行令に具体的名称を限定列挙して規定していたところであるが、平成20年4月1日から適切な医療機関の選択と受診を支援する観点から、身体の部位や患者の疾患等、一定の性質を有する名称を診療科名とする柔軟な方式に改められたため、年次推移の単純な比較はできない。

(参照：平成20年3月31日医政発第0331042号医政局長通知「広告可能な診療科名の改正について」)

URL (<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/kokokukisei/dl/koukokukanou.pdf>)